

生衛かごしま



Vol. 57

発行・編集 公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター
鹿児島市新屋敷町16-213 TEL.099-222-8332

©K.P.V.B

ご挨拶



新年度を迎えて

(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター
理事長 肥後 辰彦

平素は、行政当局をはじめ、日本政策金融公庫、関係機関の皆様、そして各生活衛生同業組合及び組合員の皆様には、当指導センターの事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、私たち生衛業界は大きな打撃を受け、苦しい経営を余儀なくされてきました。国は、5月8日から感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げましたが、私たち生衛業は、引き続き感染防止のための備えを怠ってはならないと考えます。

日常生活は、平時に戻りつつあり、県内経済も回復の兆しが見える一方、生衛業はコロナ禍で離職した働き手を確保できず、人手不足が深刻であり、経営は今も厳しい状況にあります。

この人手不足の解消など経営課題の解決のためにもデジタルツールの活用が求められています。

今、社会全体でデジタル化の推進が図られており、私たち生衛業も業界の発展のために、デジタル化の大きな流れに乗り遅れることなく推進していく必要があります。

当指導センターでは、生衛業の経営の安定化を図るため、関係機関と連携し、諸事業に継続して取り組んでまいりますので皆様の積極的な御支援・御協力をよろしくお願いいたします。



5類移行後の 新型コロナウイルス 感染症対策のお願い

鹿児島県くらし保健福祉部
部長 房村 正博

生活衛生関係の営業に携わられる皆様におかれましては、日ごろから、経営の健全化や衛生水準の維持向上に御尽力され、県民の安全で快適な暮らしと衛生的な生活の実現に大きく貢献しておられますことに、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日に感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されました。これに伴い、今後は、国や県から3密の回避や人と人との距離の確保等の対応を一律にお願いすることはなくなります。また、マスク着用については、3月13日から個人の判断に委ねることが基本となっています。一方、手洗い等の手指衛生や定期的な換気等は基本的感染対策として有効とされています。

県としましては、感染防止に資する情報の提供に努めてまいりますので、皆様におかれましては、今後とも、場面に応じて自主的な感染防止対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、本年は7月の全国高等学校総合文化祭「2023かごしま総文」、10月の「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」など、各種イベント等の開催が予定されています。全国から来県される皆様をおもてなしの心でお迎えし、本県の食、文化など多彩な魅力を満喫していただきたいと考えておりますので、皆様におかれましても、それぞれのお立場での御支援・御協力をお願い申し上げます。


生活衛生関係営業を取り巻く環境は、年々厳しい状況におかれています。県としましても引き続き、県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合と連携して、業界の振興、経営指導体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

終わりに、県生活衛生営業指導センターのますますの御発展と、組合員の皆様方の御健勝・御活躍を祈念しまして、御挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞おめでとうございます

受賞された皆様方の、長年にわたる生活衛生同業組合の組織強化と生衛業界発展のためのご尽力と、その顕著な功績に対しまして、敬意と感謝の意を表し、心からお祝い申し上げます。

令和5年春
 「旭日単光章」
 生活衛生功労
 馬籠 俊昭
 鹿児島県理容生活衛生同業組合副理事長



令和4年度「厚生労働大臣表彰」
 内園 重行 理容組合元常任理事
 打田 美穂 美容組合元理事
 肥田木 康正 飲食業組合理事長

令和4年度「鹿児島県知事表彰」
 大山 智司 クリーニング組合指宿支部長

令和5年度「鹿児島県知事表彰」
 局 和丸 理容組合理事
 石脇 親文 ホテル旅館組合理事
 肥後 浩司 ホテル旅館組合常務理事
 小幡 雅道 飲食業組合専務理事

▶ 当指導センターの令和5年度事業計画

指導センターでは、去る3月13日開催の理事会において、令和5年度の事業計画及び予算等の審議を行い、全会一致で原案どおり可決承認されました。本年度も各生活衛生同業組合や関係諸団体と連携を図りながら、下記の事業を実施いたします。

I 企画・運営に関する事業

- 1 理事会・評議員会の開催、運営の適正化

II 補助金事業(生活衛生関係営業指導事業)

- 1 相談指導事業
 - (1) 生活衛生営業相談室運営事業
 - (2) 税務相談等事業
 - (3) 地区生活衛生営業相談指導事業
 - (4) 相談指導顧問設置事業
 - (5) 経営指導員巡回指導事業
 - (6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業
 - (7) 相談支援連絡協議会事業



理事会の風景

- 2 情報化整備事業
 - (1) 生衛業ネットワークシステムの有効活用
 - (2) ホームページを活用した衛生水準の維持向上



組合活性化塾の風景

- 3 後継者育成支援事業
 - (1) 企画・評価協議会の開催
 - (2) 職場体験学習(インターンシップ)等の実施



生衛役員との協議会の風景

- 4 健康・福祉対策推進事業
 - (1) 衛生講習会等の開催



美容組合衛生講習会の風景

III 受託事業

- 1 日本政策金融公庫生活衛生融資一般貸付推薦書交付事務
- 2 クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 経営特別相談員研修会
- 4 経営状況調査、景気動向調査
- 5 デジタル化推進事業
- 6 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業
- 7 サウナ営業融資審査会



理容組合衛生講習会の風景

IV 生活衛生同業組合育成に関する事業

- 1 生活衛生同業組合の振興計画の策定及び事業促進等の指導
- 2 機関誌「生衛かごしま」発行
- 3 生活衛生関係営業者の生活衛生同業組合加入促進
- 4 生活衛生功労者の表彰推薦
- 5 衛生水準の確保・向上事業、「生活衛生同業組合活動推進月間」に係る各種事業の推進



インボイス制度勉強会の風景

V 標準営業約款(Sマーク)登録に関する事業

- 1 制度の周知、普及と登録促進

▶ 指導センターだより(研修会、講習会、意見交換会の実施)

相談支援連絡協議会



令和4年7月11日、各生衛組合の理事長、経営特別相談員と日本政策金融公庫県内3支店の事業統轄、融資課長が出席して衛経貸付相談支援連絡協議会を開催しました。コロナ禍により危機的状況に置かれている生衛業者に対する生活衛生改善貸付の推進や新型コロナウイルス感染症特別貸付による資金繰り支援について、幅広く意見交換を行いました。

また、全国指導センターの鎌倉指導調査部長に「衛経貸付の現状と課題について」と題して講演をいただきました。衛経推薦のメリットを説明する機会を増やす取組みの重要性について理解を深めました。

経営特別相談員研修会



経営特別相談員としての知識の習得や資質と能力の養成を図ることを目的に、令和4年9月26日、経営特別相談員研修会をホテル福丸で開催しました。特相員31名の受講があり、指導センターの講義のあと、中小企業診断士の向江隆行先生に「ITツールを活用した売上拡大と生産性向上について」と題して講演をいただき、ITツールの利活用について理解を深めました。

また、日本政策金融公庫鹿児島支店国民生活事業の土井融資第一課長に「衛経推薦上の留意点について」講演をいただきました。「非常にわかり易く参考になった」と好評でした。

衛生水準確保向上推進会議



生衛組合員数の加入促進活動を推進し、衛生水準の確保・向上を図るために、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定めて、生衛組合の周知広報や加入案内等の活動を全国で展開しています。

指導センターでは「衛生水準確保・向上事業」として行政機関、日本政策金融公庫の参加協力をいただき、一体となって「推進月間」の諸活動を支援しました。具体的な行動計画を定めるため第1回推進会議(R4.10.21)を開催し、第2回推進会議(R5.2.8)では、令和4年度実施結果の評価を行いました。広報・啓発事業の成果として56件の新規組合加入者の報告がありました。

クリーニング師研修・業務従事者講習



令和4年度のクリーニング師研修及び業務従事者講習は、令和4年10月30日に霧島市会場(サン・あもり)で、11月27日は鹿児島市会場(ポリテクセンター鹿児島)で、それぞれ実施しました。

例年と比べ、コンプライアンス重視の観点から大手事業者(リネンサプライ業等)の受講申込みが多く見られました。

最近の傾向としては、新型コロナウイルス感染症の懸念や高齢化等を理由に、対面研修を避け通信制による受講が多くなっていますが、主催者としては、研修効果が高い会場での受講をお勧めしています。

後継者育成支援事業

後継者育成支援事業では、国と県の補助金を活用して、後継者不足に悩む生衛業の将来を担っていただく若者(中学生、高校生等)を対象に、各生衛組合や学校関係者と連携した職場体験学習(インターンシップ)を実施しています。

令和4年度は、令和3年度同様、コロナ感染拡大の影響で職場体験学習を自粛する学校が多く、また受け入れる店舗側にとっても営業への支障を懸念し受け入れを断らざるを得ない状況もありましたが、概ね当初計画どおりの事業成果が得られました。これも偏に、各組合や受入店舗、そして学校関係者の方々の協力のお陰であると感謝申し上げます。

生活衛生営業指導センターでは、引き続き、生衛業店舗等での職業体験を通じて、多くの学生・生徒の皆さんに「職業選択のきっかけづくり」を提供してまいります。

店舗における職場体験学習



出前授業



クリーニング師研修・業務従事者講習を受講しましょう

クリーニング師及び業務従事者(取次所を含む)の方は、消費者保護を目的として、新しい知識の習得や技術の向上を図るために、3年に一度は県知事が指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。本年度も、県内各保健所の協力を得て下記のとおり開催を予定しています。対象となる方は、必ず受講されるようお願いいたします。

1 会場における研修・講習(予定)

開催日	会場	場所
令和5年10月29日(日)	鹿屋市会場	リナシティかのや
令和5年11月26日(日)	鹿児島市会場	ポリテクセンター鹿児島

2 通信制の研修・講習(予定) ※離島・遠隔地にお住まいの方や日程等の都合で上記会場において受講できない方

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切
令和5年9月1日(金)	令和5年12月1日(金)	令和5年12月15日(金)

～理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店を営業の皆様へ～



※登録を希望される方は、所属の組合又は指導センターまでお問い合わせください。



安全・安心を約束する3つの“S”

- Safety** 安全であること
Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。
- Standard** 安心であること
Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役割の内容、基準を細かに定めています。
- Sanitation** 清潔であること
Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

Sマーク(標準営業約款)の登録・更新は、毎年2月と8月になります。
特典 日本政策金融公庫の利率(運転資金)が軽減されます。

専門家スタッフによる「無料相談」を実施中

あなたの困りごとを専門家スタッフに相談してみませんか

[生衛業経営支援緊急対策事業]

新型コロナウイルス感染症により経営に深刻な影響を受けている生衛業者を対象に、幅広い相談にワンストップで対応できる「特別相談窓口」を当指導センター内に設置しています。

相談内容に応じて専門家(社会保険労務士、中小企業診断士、税理士、弁護士等)を選定のうえ、丁寧に対応いたします。

《相談対象メニュー》

- ・国や県、市町村の支援施策(補助金、助成金等)
- ・生活衛生貸付等融資の再利用、返済相談
- ・デジタル化への対応・税制全般(インボイス制度など)
- ・事業承継・その他(コロナ禍における経営難など)

当事業は、令和5年11月30日まで実施します。

まず、当指導センターにお問い合わせください。

お申込はお早めに!

無料相談を承ります 生活衛生営業の皆様へ

理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、食肉販売業、飲食店営業(すし、社交、一般飲食)、喫茶店営業、ホテル・旅館業、興行(映画館)

※但し、事前予約が必要です

令和5年度 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

専門家があなた(生衛業者)の「悩み」にお答えします!

あなたの困りごとを専門家スタッフに相談してみませんか

例えば ●国や県、市町村の支援施策(補助金、助成金等)
●生活衛生貸付等融資の再利用、返済相談
●デジタル化への対応
●税制全般(インボイス制度など)
●事業承継
●その他(コロナ禍における経営難など)

専門家スタッフ
社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント、税理士、弁護士、等

お申し込みは、このページの「相談指導申込書」にご記入のうえ FAX でお申し込みください。
申込期間 令和5年11月30日まで(先着順)

お申込み・お問い合わせは
公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター
TEL 099-222-8332 FAX 099-222-8333

生活衛生同業組合だより～組合活動の紹介コーナー

クリーニング組合

LINEを活用し青年部加入者促進!!

鹿児島県青年部では、昨年6月、県内の若手クリーニング業者を対象に「情報交換LINEグループ」を立ち上げました。組合・青年部への加入を呼びかけていますが、組合活動にネガティブなイメージを抱いている方もおり、まずは活動をグループ内での情報交換のみに限定し、組合活動のメリットである同業者との意見交換や様々な情報取得などの体験をしてもらうことにしました。

例えば、材料費高騰により、お客様に価格の値上げを理解してもらう方法など日々の仕事に直結する情報交換を行っています。

現在は、青年部以外の8人の方にもグループに参加していただいております。今後は、情報交換のほか、青年部の魅力なども発信していきます。



社交飲食業組合

3年ぶりに賀詞交歓会を開催!!

令和5年1月23日、新型コロナウイルスの感染拡大により開催できていなかった賀詞交歓会を3年ぶりに開催しました。社交飲食業組合を応援して下さるたくさんの方々にご参加いただき、久しぶりに顔を合わせながら、様々な意見交換ができ、とても良い新年会となりました。



また、鹿児島市支部、奄美支部、徳之島支部で「HACCP講習会」、「インボイス制度勉強会」を開催し、たくさんの方にご参加いただき、たいへん勉強になったと好評でした。



公衆浴場業組合

全国的な広がりを見せる「ボンタン湯」

公衆浴場業組合では、毎年2月6日に「ボンタン湯」を実施しています。このイベントは2017年に県内の12軒の浴場からスタートし、全国公衆浴場業者大会で紹介されたことで全国へ広まり、今年は県内29軒を含め全国で約440軒の浴場で開催されました。

近年はSNSや新聞等で取り上げられることも多く、この時期の風物詩として定着しつつあります。

また、阿久根市のボンタン約9千個が全国へ出荷されるなど農業振興にも寄与しており、今後も継続して取組みたいと考えています。



ホテル旅館組合

令和4年度組合活動状況・今後の組織運営について

令和4年度は、3年ぶりに対面での全旅連全国大会が開催され、同大会日程にあわせて、県組合独自の研修旅行も多くの組合員にご参加いただき、実施することができました。

また、組織の強みである情報発信力を活かし、国や都道府県等による新型コロナに関する支援策や観光需要喚起策、金融機関の融資など、さまざまな情報提供を行ってきました。

今後も役立つ情報を発信するとともに関係機関等と連携を図りながら、各種事業への協力や研修会等への参加など、必要に応じた対応を行い、組織運営を図っていきます。



生活衛生同業組合加入のおすすめ

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、業界の健全な振興、衛生水準の向上並びに利用者・消費者サービスの向上等を目的として、自主的な活動を行っている法人です。



各種共済保険掛金節約

掛金は圧倒的にオトク

- ・総合賠償共済制度
- ・生命傷害共済制度
- ・火災共済制度
- ・自動車総合共済制度 など

研修会・講習会 無料参加

最新技術の情報をゲット

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など

組合ネットワークで情報入手

- ・ HACCP食品衛生管理
- ・ 受動喫煙防止対策
- ・ 新型コロナウイルス感染症支援金 など



生活衛生融資組合員だけの優遇金利

日本政策金融公庫融資で金利負担は、大幅軽減

- ・ 低金利
- ・ 融資限度額が大きい
- ・ 長い返済期間
- ・ 無担保・無保証人の融資制度
- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付

生活組合加入のメリットの一つ

生活組合に加入すると日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

無料相談手続き支援

- ・ 業種に応じた法律、融資、税務に関する相談
- ・ 専門家による訪問経営指導
- ・ 専門家による事務手続き支援

各種特典・経費節約 収益力向上!

- カラオケ著作権料 20%割引**
※社交業や飲食関係の組合・旅館ホテル組合
- NHK受信料の大幅割引**
※全国旅館ホテル組合
- クレジットカード手数料の優遇**
※取扱いのない組合もあります。
- 電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えて、大幅削減**

(注)個別特典は、各業の特性に応じて実施されており、すべての業種・組合に当てはまるものではありません。

地域連携人脈形成

組合加入で地域貢献

- ・ 災害協定
- ・ 地域活動参加 (健康入浴、地域包括ケアシステムとの連携、他業種との連携、学校への出前授業等)
- ・ ボランティア参加
- ・ 地域活性化等

12名の「経営特別相談員」が新たに誕生

令和5年2月27日に開催した「令和4年度経営特別相談員養成講習」を受講された12名の方に対して、鹿児島県知事から委嘱状が交付されました。今後のご活躍を期待しています。

新任の経営特別相談員の方々です



組合名	氏名				
美容組合	鯉坂 尚賢	永山 正彦	小川 祐佳		
クリーニング組合	佐藤美智代				
社交飲食業組合	中田恵美子	柿本 則博	米 亜希子		
飲食業組合	若松 愛美	外蘭 善文	平山 等	上谷田 学	近藤 善光

私達、経営特別相談員にご相談ください。

令和5年4月1日現在で57名が鹿児島県知事から経営特別相談員として委嘱されています。

経営特別相談員は、お店の経営や営業設備の近代化・合理化、許可申請・営業届けに関する助言・相談のほか日本政策金融公庫の「生活衛生改善貸付」に係る申請・審査等を行っている生衛業者の強い味方です。各組合にお問い合わせのうえ、お気軽にご相談ください。

(順不同)

氏名	住所
理容組合 (☎099-226-3636)	
小花 川敏 哉一 鹿薩摩川島市	内市市市市市市市市市
内園 重重 一行 阿久根表	市市市市市市市市市市
吉前 永直 光明 西之屋	市市市市市市市市市市
宮脇 江利 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
美容組合 (☎099-254-3117)	
東吉寺 川 穂 豊子 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
上内 山 幸 延夫 鹿薩摩南鹿鹿鹿鹿	市市市市市市市市市市
久山 田 陸 誠清 一 祐 尚正 鹿薩摩南鹿鹿鹿鹿	市市市市市市市市市市
小山 元 川 祐 尚正 鹿薩摩南鹿鹿鹿鹿	市市市市市市市市市市
小嶋 坂 山 正 鹿薩摩南鹿鹿鹿鹿	市市市市市市市市市市
ホテル旅館組合 (☎099-222-0180)	
行宅 船間 剛志 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
剛志 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市

氏名	住所
クリーニング組合 (☎099-251-4466)	
福大 井清 信明 西之表 市市市市市市市市市	市市市市市市市市市市
井迫 正一 朗明 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
之内 内 口 桜 俊 鹿薩摩南鹿鹿鹿鹿	市市市市市市市市市市
川川 鈴 新 裕 佐 藤 美 智 代	市市市市市市市市市市
公衆浴場業組合 (☎099-225-2683)	
原福 田 孝 造 二 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
平丸 宏 宏 奈 子 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
鶴留 明 子 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
食肉組合 (☎099-262-2533)	
姥 達 生 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
すし商組合 (☎099-224-2136)	
森米 下 純 也 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
上川 淳 信 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
木原 川 廣 清 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市

氏名	住所
喫茶飲食組合 (☎099-226-6016)	
前花 田 俊 弥 霧 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
村 禮 大 作 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
中野 木 功 幸 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
永野 野 幸 一 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
社交飲食業組合 (☎099-224-0466)	
吉古 留 大 作 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
里澤 澤 博 文 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
政原 井 慎 美 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
中米 田 亜 希 則 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
柿 本 希 則 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
飲食業組合 (☎099-223-3331)	
木小 村 ま り 子 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
岩山 山口 光 義 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
水川 川 雅 保 博 愛 善 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市
奥若 外 上 近 平 谷 善 鹿薩摩川島市	市市市市市市市市市市

● 賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう

鹿児島県の 最低賃金 知っていますか？



地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用
鹿児島県最低賃金	853円	令和4年 10月6日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、特定の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆動手当、通勤手当、家族手当

業務改善助成金
中小企業・小規模事業者の皆さんへ
生産性向上に向けた取組を支援します。

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター(☎0120-366-440) 又は
鹿児島労働局雇用環境・均等室(☎099-223-8239) 又は
鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内 ☎0120-221-255)



鹿児島労働局・労働基準監督署



● 生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

生活衛生業の情報アプリをご利用ください



せいえいNAVI

「4つの機能」

無料です

カンタン、便利！
お手持ちのスマホ、タブレットで

1. 新着情報

生活衛生業の最新情報を知ることができます

2. 検索機能

地域別・業種別など情報が簡単に検索できます

3. 先進事例

経営改善のための先進的事例をGETしましょう

4. 経営診断

自店の経営診断が簡単にできます



iPhone



android

対応機種/スマートフォン、タブレット、OS / IOS(ver.13以上)、android インストールはApp storeまたはGoogle play storeからアプリをダウンロードしてください。
※ 本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報取得することはありません。

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

● 日本公庫のサービスをもっと身近に!

日本公庫

ダイレクト

来店不要!
会員登録無料!



日本政策金融公庫

PCやスマホから手軽にサービスを利用!

日本公庫からのおすすめ情報をメールで取得できたり、各種証明書の発行、お取引状況の確認といったさまざまなサービスがご利用いただけます*。



おすすめ情報の受信



各種証明書の取得



セミナー情報の確認・申込

詳しくはWebサイトをご覧ください

検索

* お取引状況によっては、一部のサービスがご利用いただけない場合がございます。

経営の安定化に向けてご活用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設置資金: 10年以内(2年以内) 運転資金: 7年以内(1年以内)
利率(注)	特別利率F
担保・保証人	不要(法人の代表者保証も不要)

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センター
または日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。

○生活衛生改善貸付 (新型コロナ関連)

ご利用 いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1または2のいずれかに該当し、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方 2 債務負担が重くなっている方(注1)
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	1,000万円(別枠)
利率(年)	当初3年間: 特別利率F-0.9%(別枠の1,000万円以内)(注2)、4年目以降: 特別利率F
ご返済期間	【設備資金】20年以内(うち据置期間5年以内) 【運転資金】20年以内(うち据置期間5年以内)

(注1) 一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。

(注2) 当初3年間(別枠1,000万円以内)に適用される利率の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間(6,000万円以内)に適用される適用限度額に含まれます。また、中小企業基盤整備機構が行う特別利子補給制度(実質無利子化)は、令和4年9月30日(金)のお借入申込受付分をもちまして、取扱いが終了となりました。

(注3) 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



「生活衛生改善貸付」とは？

- 従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の生活衛生関係事業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先		
鹿児島支店	鹿児島市千日町1-1 センテラス天文館5階	TEL.0570-098842
鹿屋支店	鹿屋市大手町2-19	TEL.0570-098951
川内支店	薩摩川内市西向田町5-29	TEL.0570-099616

Government Educational Loans
国の教育ローン
あなたの“未来”応援します。

ご融資額
350万円以内
お子さま
1人あたり

ご入学前のまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは
教育ローンコールセンター 受付時間 月～金 9:00～19:00

0570-008656

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫